

平成八年(行)第二六六号

原告
被告 国

ほか五二名

平成九年三月二七日

被告指定代理人

久留島 群
山崎 裕 一

法務

竹村 彰
清野 正 彦
佐藤 陽 比 十
稲山 博 三
田辺 康 彦
竹森 祥 一

東京地方裁判所民事第二部合議係 御中

答 弁 書

第一 本案前の申立て

本件訴えのうち、請求の趣旨第一項に係る部分を却下する
訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第二 本案前の申立ての理由

請求の趣旨第一項（以下「本件違法確認請求」という。）に係る訴えは、法律上の争訟とはいえず、不適法である。

一 本件違法確認請求は、公職選挙法が、日本国外に居住し住民基本台帳に氏名が記載されていない年齢満二〇歳以上の日本国民である原告らに、衆議院議員及び参議院議員の選挙権の行使を認めていない点において違法であることの確

法 務 省

認を求めるところ、その主張に照らすと、右訴えは、憲法が保障する参政権を実質的にはく奪していることになる公職選挙法が、憲法一四条一項等並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B規約」という。）二五条に適合していないことの確認を求めると理解される。

二 ところで、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」として裁判所の審理の対象となるのは、法令を適用することによって解決し得べき当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られ、具体的紛争を離れて、抽象的に法令等の違憲あるいは違法性等に関する判断を求めることはできない（警察予備隊に関する法令等の無効確認についての最高裁昭和二七年一〇月八日大法廷判決・民集六卷九号七八三ページ、特別区長の選任に関する規定の違憲確認・選任権の存在確認・区長選任の無効確認に関する最高裁昭和三九年四

月二一日第三小法廷判決・訟務月報一〇卷五号七五六ページ、最高裁判所規則のうち特定の裁判所支部の廃止を定めた部分の取消請求に関する最高裁平成三年四月一九日第二小法廷判決・民集四五卷四号五一八ページ）。

本件違法確認請求は、特定の衆議院議員又は参議院議員の選挙における原告らの具体的な選挙権の行使を問題にすることなく、公職選挙法上、国内に住民登録されていない国外居住の日本国民一般の選挙権の行使方法が定められていないことをもって、同法が違憲又はB規約違反であることの確認を求めるといふものであるから、具体的紛争を離れて、抽象的、一般的に法律の憲法ないしB規約適合性についての判断を求めるものである。

三 原告らは、本件訴えのような類型の訴訟が許されることは最高裁判所昭和五年四月一四日大法廷判決（民集三〇卷三号二二三ページ）に照らして明らか

法 務 省

であると主張する。しかし、右判決は、昭和四七年一月一〇日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第一区における選挙の効力に関する公職選挙法二〇四条に基づく選挙無効訴訟において、各選挙区における投票価値に著しい不平等が存する議員定数配分規定が憲法に違反すると判断したが、いわゆる事情判決の法理に基づき、原告の請求を棄却した上、前記選挙区での選挙が違法である旨主文で宣言した事案に係るものであって、本件違法確認請求のように抽象的に公職選挙法の憲法ないし条約適合性について判断を求める訴えとは事案を異にしているから、右判決があることをもって、本件訴えが許されることとなるものでないことは明らかである。

四 以上によれば、本件違法確認請求に係る訴えは、法律上の争訟とはいえず、不適法である。

第三 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言を付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第四 請求原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面をもって主張する。